

日野市立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル審査要領

本要領は、日野市立保育園給食調理業務委託事業者を選定するに当たり、企画提案書等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

1 選定方法

- (1) 事業者の選定は、本要領に基づいて評価を行う。
- (2) 審査項目は、「2 審査基準」により行う。
- (3) 審査項目の合計点（200点満点）の結果をもって、日野市立保育園給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査により選定を行う。
なお、応募者が一者のみとなった場合でも、本要領に基づき、審査を行う。また、委員会委員の評定合計点が満点に対して60%に満たない場合は、最優秀提案者として選定しないとして、再度募集を行うものとする。

2 審査基準

提出された企画提案書等に基づく審査の内容を踏まえ、別表「審査基準表」に基づき、委員の総合的判断により審査を行う。

- (1) 評価項目毎に委員会委員が客観的に審査を行う。
- (2) 各委員会委員の意見を基に、各委員会委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ審査を行う。